

# 4

## 個人情報の保護

近年、個人のプライバシーの意識が高くなっています。万一個人情報が漏えいした場合、民生委員・児童委員制度や協力員制度の信用を著しく損なうことになります。

協力員は、個人に係る具体的な相談は行いませんが、協力員活動を行うなかで、個人情報を知り得た場合には、民生委員と同様に守秘義務が課せられます。

区分	内 容
要 約	<ul style="list-style-type: none"><li>● 民生委員法第15条、第16条に準じた義務を負うことを明記</li><li>● 協力員を辞任した後についても守秘義務を負う</li></ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>【静岡県民生委員・児童委員協力員制度実施要綱】 (義 務) 第7条 協力員は、前条に規定する職務の遂行に当たっては、民生委員法（昭和23年法律第198号）第15条及び第16条に定める義務に準じた義務を負う。 2 協力員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。 3 協力員は、その職務上の地位を宗教的活動又は営利目的のために利用してはならない。</p></div> <p>【民生委員法】 第15条 民生委員は、その職務を遂行するに当つては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。</p>
誓約書	<ul style="list-style-type: none"><li>● 協力員本人の自署・押印のもと要綱に記載された守秘義務等を守ることを誓約</li></ul>

### 1. 個人情報の取扱

#### ● 本人からの同意

第三者に個人の情報を提供する場合、必ず事前に本人の同意を得るようにしてください。

#### ● 個人情報の漏えいに注意

喫茶店や道端などで、要支援者の実名を出しながら民生委員と打合せをすることは、他の住民に情報が漏れる可能性があるので、避けなければなりません。

#### ● 必要のない情報は持ち出さない

自筆のメモなどで、個人情報が記載されている書類を必要以上に持ち出すと、紛失の恐れがあります。

#### ● 不要になった個人情報は速やかに破棄する

個人情報が書かれているメモについては、不要になった際には適切な処理（裁断など）のうえ、確実に破棄してください。

# 5

## 推薦・委嘱

### 1. 推薦・委嘱

- ①民生委員は協力員の配置を希望する場合、自ら選んだペアサポーター候補者を地区民児協会長に推薦します。エリアサポーターは地区民児協ごとに選任し、地区民児協会長が推薦します。
- ②地区民児協会長はペアサポーター候補者やエリアサポーター候補者の適格性を判断し、市町に推薦書を提出します。

【静岡県民生委員・児童委員協力員制度実施要綱】

(適格要件)

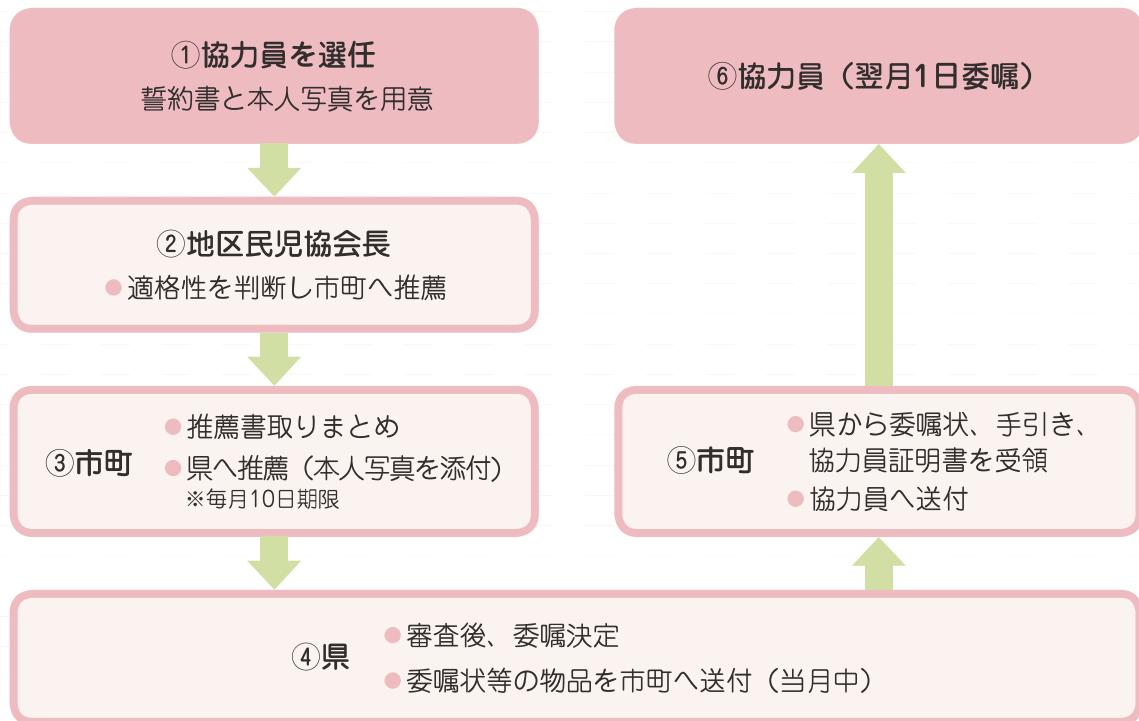
第4条 ペアサポーターの適格要件は、次の各号のとおりとする。

- (1)社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者。
  - (2)その地域内に居住又は勤務しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行ける者。ただし、知事が特に認める場合にはこの限りではない。
  - (3)生活が安定しており、健康であって、協力員活動に必要な時間を割くことができる者。
  - (4)個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、又は身体上の秘密を堅く守ることができるもの。
- 2 エリアサポーターは、前項に加え、次の各号いずれかの適格要件に該当する者とする。
- (1)福祉、保健医療等に関する専門的な知識を有する者。
  - (2)自治会役員、地区民児協の元役員等、地域の実情に詳しく、地区民児協の運営を補助し、運営に関して助言等を行うことができる者。
  - (3)その他地区民児協の運営強化に資すると地区民児協会長が判断する者。

提出書類:推薦書、誓約書、協力員証明書用写真

- ③市町は県に推薦書等の書類を提出します。
- ④県は推薦書類の内容を確認し、委嘱を決定します。決定後、委嘱状等の必要物品を市町に送付します。
- ⑤⑥市町は委嘱状等の必要物品を協力員に送付します。

## 【 推薦・委嘱のイメージ図 】



# 6 その他

## 1. 任期

- 協力員の任期は次のとおりで再任は妨げません。

協 力 員	
ペアサポーター	エリアサポーター
最長3年 委嘱日から配置した民生委員の任期まで	最長3年 委嘱日から次期一斉改選日の前日まで

## 2. 活動費の支給

- 協力員の身分はボランティアの立場であり、民生委員と同じく無報酬ですが、実費弁償相当として、月額1,000円の活動費が支給されます。
- 年度途中に辞任された場合も、在職した月数に1,000円を乗じた金額が支給されます。

### 3. ボランティア保険

- 社会福祉法人全国社会福祉協議会のボランティア保険に加入します。

(Aタイプ：天災プラン[基本タイプ+地震+噴火+津波])

【補償内容 ※賠償責任保険は天災に因る場合には対象外】

死亡保険金	後遺障害保険金	入院保険金(日額)	入院中の手術	外来の手術	通院保険金(日額)	賠償責任保険金
1,040万円	1,040万円	6,500円	65,000円	32,500円	4,000円	5億円

- 特定感染症の補償については、上記後遺障害、入院、通院の各保険金額に同じであり、発症された日から、その日を含めて、180日以内に亡くなられたときは、300万円を限度として、葬祭費用の実額が支払われます。
- 加入の手続きは県で一括して行います。
- 協力員には保険料の費用負担はありません。
- 活動中に事故が発生した場合には、速やかに市町の民生委員・児童委員担当課に連絡をお願いします。

### 4. 留意事項

- 活動中のケガ、事故などには十分に注意してください。
- 協力員としての活動中は、民生委員・児童委員協力員証明書（以下「協力員証明書」という。）を常に携行し、要支援者などから提示を求められた場合には、提示をお願いします。
- 活動上で判断に迷う場合には、その場で対処せずに、まずはペアとなる民生委員や地区民児協会長に相談をしてください。

### 5. 辞任する場合

- 何らかの事情により、任期の途中で協力員を辞任したい場合には、「協力員辞任届」を地区民児協を通じて各市町に提出をお願いします。
- 辞任届を提出する際は、協力員証明書を併せて返却してください。